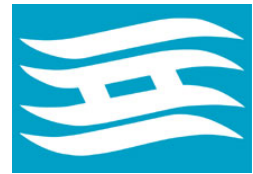


兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	18
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（同）	31
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	35

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第31号）

平成22年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌並びに職制について所要の整備を行うこととした。

1 本庁の部、局、課及び室の組織改正

(1) 企画県民部

ア 政策室に政策調整課、広域行政課、ビジョン課及び地域振興課を設置する。

イ 秘書課に儀典室を、青少年課に男女家庭室を、財政課に資金公債室を、新行政課に事務改革室を、管財課に財産管理室を、文書課に県民情報センター及び公益法人室を、情報政策課にシステム管理室を、災害対策課に防災情報室を設置する。

ウ 広聴室を広報課広聴室に、交通安全室を地域安全課交通安全室に、防災計画室を防災企画課防災計画室に再編する。

エ 大学課を教育課大学室に再編する。

(2) 健康福祉部

総務課に情報事務センターを、障害福祉課にいのち対策室を設置する。

(3) 産業労働部

ア 総務課及び新産業立地課を総務課、産業政策課及び新産業課に再編し、産業政策課に立地推進室を設置する。

イ 科学振興課を新産業課科学振興室に再編する。

ウ 観光振興室を観光振興課に再編する。

エ 能力開発課にものづくり大学校推進室を、経営商業課に地域金融室を設置する。

(4) 農政環境部

ア 総合農政課に楽農生活室を、農業経営課に農地調整室を、農地整備課に農村環境室を、水産課に資源増殖室を、豊かな森づくり課に森林保全室を設置する。

イ 団体検査室を農林経済課団体検査室に、環境影響評価室を環境整備課環境影響評価室に再編する。

(5) 県土整備部

ア 交通政策課を交通政策課及び空港政策課に再編する。

イ 道路計画課、地域道路室及び街路課を道路企画課及び道路街路課に再編し、道路企画課に高速道路室を設置する。

ウ 総務課に建設室を、都市政策課に土地対策室及び景観形成室を、都市計画課に開発調整室を、公園緑地課に21世紀の森室を設置する。

エ 河川計画室を河川整備課河川計画室に再編する。

2 附属機関

- (1) 市町合併審議会を廃止する。
- (2) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会を情報公開・個人情報保護審議会に再編する。
- (3) まちづくり政策審議会及び大規模小売店舗等立地審議会をまちづくり審議会に再編する。

3 地方機関の組織改正

- (1) 県立大学
 - ア 県立大学の大学院の研究科として経営研究科を設置する。
 - イ 県立大学に設置された経済経営研究所を政策科学研究所に再編する。
- (2) 県立健康生活科学研究所
 - 生活科学総合センターの相談指導部及び調査研修部を研修広報部及び相談事業部に再編する。

4 職制の改正

- (1) 本庁の組織に総合政策室長及び副防災監の職を置く。
- (2) 政策参事及び医療指導官の職を廃止する。
- (3) 本庁の課に置く室長の職を廃止する。
- (4) 経営研究科長を県立大学に置く。
- (5) 経済経営研究所長を県立大学から廃止し、政策科学研究所長を置く。
- (6) 臨時の内部組織として、教育課大学室を平成25年 3月31日まで設置する。
- (7) その他職制の改正等所要の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第31号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

目次中「第20条の3」を「第20条」に、「第56条の10」を「第56条の8」に改める。

第5条の2中「、課及び室」を「及び課」に、「政策室、課及び室」を「課」に改め、同条の表局名等の款課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同表知事室の款秘書課の項中「栄典表彰係」を削り、同款広聴室の項を削り、同表政策室の款統計課の項の前に次のように加える。

政策調整課	
広域行政課	
ビジョン課	
地域振興課	

第5条の2の表県民文化局の款地域協働課の項中「ふれあいの祭典係」を「ふれあい推進係」に改め、同項の次に次のように加える。

地域安全課	企画啓発係 安全推進係
-------	-------------

第5条の2の表県民文化局の款青少年課の項中「家庭施策係 男女共同参画係」を削り、同款芸術文化課の項中「事業係 施設運営係」を「事業調整係 運営指導係」に改め、同款地域安全課の項及び交通安全室の項を削り、同表企画財政局の款税務課の項中「システム管理係」を「システム管理係 新システム開発係」に改め、同項の次に次のように加える。

新行政課	改革推進係 組織係
------	-----------

第5条の2の表企画財政局の款新行政課の項を削り、同表管理局の款管財課の項中「車両係 公有財産係」を削り、同款文書課の項中「情報公関係 個人情報・行政手続係 行政資料係 公益・宗教法人係 制度改革推進係」を削り、同表教育・情報局の款情報政策課の項中「ネットワーク運用係 システム開発係 システム管理係」を削り、同款大学課の項を削り、同表防災企画局の款防災企画課の項中「15周年事業係」を削り、同款防災計画室の項を削り、同表災害対策局の款災害対策課の項中「防災情報係」を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める係を置き、担当を配置する。

課名	室名	係名
秘書課	儀典室	栄典表彰係
広報課	広聴室	県民相談係 広聴係
地域安全課	交通安全室	計画係 普及啓発係
青少年課	男女家庭室	家庭施策係 男女共同参画係
財政課	資金公債室	
新行政課	事務改革室	新行政係
管財課	財産管理室	車両係 公有財産係
文書課	県民情報センター	情報公関係 個人情報・行政手続係 行政資料係
	公益法人室	公益・宗教法人係 制度改革推進係
情報政策課	システム管理室	ネットワーク運用係 システム開発係 システム管理係
教育課	大学室	管理係 経営係
防災企画課	防災計画室	防災計画係 危機管理係
災害対策課	防災情報室	防災情報係

第5条の3中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第2号から第7号までを削り、同条第8号中「前各号」を「前号及び次項各号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 儀典室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 皇室に関すること。
- (2) 公賓に関すること。
- (3) 儀式に関すること。
- (4) 褒賞その他栄典に関すること（社会援護課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 県旗に関すること。
- (6) 兵庫県公館に関すること（文書課の所掌に属するものを除く。）。

第5条の4中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 広聴室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民の意向の把握に関すること。
- (2) 県の広聴活動の企画及び総合調整に関すること。
- (3) さわやか県民相談に関すること。
- (4) 来庁者の応接及び案内に関すること。
- (5) 兵庫県民総合相談センターに関すること。

第5条の5を削る。

第5条の6の見出し中「政策室」を「政策調整課」に改め、同条中「政策室においては、次条に定める事務のほか」を「政策調整課においては」に改め、第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号から第24号までを削り、第25号を第5号とし、同条を第5条

の5とし、同条の次に次の3条を加える。

(広域行政課の事務)

第5条の6 広域行政課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 全国知事会との連絡に関する事。
- (2) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関する事。
- (3) 関西圏等における広域的な地域連携に関する事。
- (4) 近畿地方行政連絡会議に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

(ビジョン課の事務)

第5条の6の2 ビジョン課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長期ビジョンに関する事。
- (2) 国土形成計画に関する事。
- (3) 近畿圏の整備に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に関する事。
- (5) 長期ビジョン審議会に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

(地域振興課の事務)

第5条の6の3 地域振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域振興の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域間の交流及び連携に関する事。
- (3) 地域整備計画に関する事。
- (4) 地方拠点都市地域の整備に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (5) 低開発地域の工業の開発に関する事。
- (6) 総合保養地域の整備の総合的推進に関する事。
- (7) コウノトリ野生復帰事業の総合調整に関する事。
- (8) 県有地の活用方策の調整に関する事。
- (9) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関する事。
- (10) 発電用施設周辺地域の整備に関する事。
- (11) 財団法人淡路島くとうみ協会に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第5条の12及び第6条を削り、第2章第1節第4款中第5条の11を第6条とする。

第5条の10中「においては」の右に「次項に定める事務のほか」を加え、第4号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第5号とし、第13号を第6号とし、第14号を削り、同条に次の1項を加える。

2 男女家庭室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政の総合調整に関する事。
- (3) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の施行に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 家庭に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (5) 家庭に関する行政の総合調整に関する事。
- (6) 県立男女共同参画センターに関する事(しごと支援課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 県立ひょうご女性交流館に関する事。
- (8) 男女共同参画審議会に関する事。

第5条の10を第5条の11とし、第5条の9の次に次の1条を加える。

(地域安全課の事務)

第5条の10 地域安全課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域安全対策についての企画及び調整に関する事。
- (2) 地域安全に関する行政の総合調整に関する事。
- (3) 地域安全思想の普及に関する事。

- (4) 地域安全に係る自発的な住民組織の育成及び支援に関すること。
 - (5) 地域安全の指導に関すること。
 - (6) 地域安全まちづくり審議会に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、地域安全に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- 2 交通安全室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 交通安全対策についての企画及び調整に関すること。
 - (2) 交通安全思想の普及に関すること。
 - (3) 交通事故による被害者救済対策に関すること。
 - (4) 交通事故相談に関すること。
 - (5) 交通安全の指導に関すること。
 - (6) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
 - (7) 交通安全対策会議に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、交通安全に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- 第8条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を削り、第13号を第10号とし、同条に次の1項を加える。
- 2 資金公債室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 県の起債に関すること。
 - (2) 県の資金運用及び一時借入金に関すること。
 - (3) 県行政と密接な関連のある公社等の資金運用及び資金調達の指導に関すること。
- 第11条を削る。
- 第10条第39号中「、本人確認情報保護審議会及び市町合併審議会」を「及び本人確認情報保護審議会」に改め、同号を同条第40号とし、同条中第38号を第39号とし、第4号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 国民投票に関すること。
- 第2章第1節第5款中第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。
- （新行政課の事務）
- 第10条 新行政課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 行財政構造改革に関すること。
 - (2) 県の行政組織の合理化に関すること。
 - (3) 県行政と密接な関連のある公社等の総合調整に関すること。
- 2 事務改革室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 県の行政事務の合理化に関すること。
 - (2) 県行政の考査に関すること。
 - (3) 新しい行政手法等の導入に関すること。
- 第12条第7号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。
- 第14条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同条に次の1項を加える。
- 2 財産管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 公有財産の統括に関すること。
 - (2) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 県有建物復興基金及び土地基金に関すること。
 - (4) 庁用自動車の集中管理に関すること。
- 第14条の2中「においては」の右に「、次項及び第3項に定める事務のほか」を加え、第11号から第18号までを削り、第19号を第11号とし、第20号及び第21号を削り、同条に次の2項を加える。
- 2 県民情報センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 情報公開の企画及び総合調整に関すること。
 - (2) 個人情報の保護に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
 - (3) 個人情報の保護に関する行政の総合調整に関すること。
 - (4) 行政手続制度に関すること。

(5) 情報公開・個人情報保護審議会に関すること。

3 公益法人室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人の認定及び監督に関すること。

(2) 民法（明治29年法律第89号）の規定により社団法人又は財団法人として設立された法人の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可及び監督に関すること。

(3) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条の規定による公益信託に係る許可及び一般的指導監督に関すること。

(4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関すること。

(5) 公益認定等委員会に関すること。

第15条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第8号から第11号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 システム管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 電子計算組織の適用業務の企画調整及び処理に関すること。

(2) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。

(3) 高度情報通信基盤の整備に関する企画及び推進に関すること。

第16条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第4号中「前3号」の右に「及び次項各号」を加え、同条中「（大学課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 大学室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 県立大学の教職員の身分取扱い及び給与に関すること。

(2) 県立大学の予算及び決算に関すること。

(3) 県立大学の改革に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、大学に関すること。

(5) 財団法人ひょうご情報教育機構に関すること。

第17条を削る。

第18条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号及び次項各号」に、「第20条の3」を「第20条」に改め、同条を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 防災計画室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防災その他の危機管理に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(2) 防災その他の危機管理に関する行政の総合調整に関すること。

(3) 災害対策基本法の施行に関すること（防災会議及び防災計画に関するものに限る。）。

(4) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関すること。

(5) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。

(6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行その他の武力攻撃事態等への対処に関すること。

(7) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(8) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。

第2章第1節第8款中第18条を第17条とする。

第19条を削る。

第20条第10号を同条第11号とし、同条第9号中「財団法人兵庫県住宅再建共済基金」を「公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」に改め、同条を同条第10号とし、同条第8号中「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」を「公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金」に改め、同条を同条第9号とし、同条第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) ひょうご安全の日を定める条例（平成17年兵庫条例第42号）の施行に関すること。

第20条を第18条とする。

第20条の2中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第7号から第10号までを削り、同条第11号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同条を同条第7号とし、同条に次の1項を加える。

2 防災情報室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防災情報の収集及び伝達に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理及び運営に関すること。
- (4) 衛星通信ネットワークの管理及び運営に関すること。

第2章第1節第9款中第20条の2を第19条とする。

第20条の3を第20条とする。

第21条の表社会福祉局の款総務課の項中「企画統計係 補助金第1係 補助金第2係」を削り、同款社会援護課の項中「恩給係 援護係」を「恩給援護係」に改め、同表障害福祉局の款障害者支援課の項中「就労支援係」を「社会参加支援係」に改め、同表健康局の款医務課の項中「公立病院改革係」を「医療確保調整係」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める係を置く。

課名	室名	係名
総務課	情報事務センター	企画統計係 補助金第1係 補助金第2係
障害福祉課	いのち対策室	いのち支援係 ころ健康係

第22条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第12号及び第13号を削り、同条第14号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同号を同条第12号とし、同条に次の1項を加える。

2 情報事務センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計に関すること。
- (2) 補助金、負担金及び交付金に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第25条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、同号の次に次の1項を加える。

- (3) 地域リハビリテーションシステムの構築に関すること。

第28条第16号中「掲げるもの」を「掲げる事務及び次項に定める事務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 いのち対策室においては、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の施行に関する事務（他課室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第32条第12号中「科学的生活」を「消費生活」に改める。

第38条中「、課及び室を」を「及び課を」に、「課及び室に」を「課に」に改め、同条の表局名の款課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同表政策労働局の款総務課の項中「産業・雇用係 経済調査係」を削り、同款科学振興課の項を次のように改める。

産業政策課	産業・雇用係 経済調査係
-------	--------------

第38条の表政策労働局の款労政福祉課の項中「事業係」を削り、同款能力開発課の項中「大学校整備係」を削り、同表産業振興局の款経営商業課の項中「経営診断係」を「診断・支援係」に改め、「金融係 信用保証係」を削り、同款新産業立地課の項を次のように改める。

新産業課	産学連携企画係 新産業創造係 新事業支援係
------	-----------------------

第38条の表観光・国際局の款国際交流課の項中「企画係 地域国際化係 渉外係」を「地域国際化係 交流企画係 交流推進係」に改め、同款国際経済課の項中「交流企画係 国際協力係」を「人材交流係」に改め、同款観光振興室の項中「観光振興室」を「観光振興課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める係を置き、担当を配置する。

課名	室名	係名

産業政策課	立地推進室	立地推進係
能力開発課	ものづくり大学校 推進室	大学校整備係
経営商業課	地域金融室	金融係 信用保証係
新産業課	科学振興室	科学政策係 科学技術基盤係

第39条中第12号から第15号までを削り、第16号を第12号とし、第17号を第13号とする。

第40条を次のように改める。

(産業政策課の事務)

第40条 産業政策課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 産業・雇用に係る総合的施策の企画調整及び推進に関すること。
- (2) 産業振興計画及び雇用対策推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 産業振興に関する調査に関すること。
- (4) 産業情報の収集及び提供に関すること。

2 立地推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 産業立地に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 産業に係る資源エネルギーの開発及び有効利用に関すること。
- (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関すること。
- (4) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の施行に関すること（総合農政課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関すること。
- (6) 産業立地審議会に関すること。

第42条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、同条第14号中「、県立淡路香りの公園」及び「、県立ふるさとの森公園」を削り、同号を同条第12号とし、同条第15号を同条第13号とする。

第43条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第12号中「掲げるもの」を「掲げる事務及び次項に定める事務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 ものづくり大学校推進室においては、ものづくり人材の育成の推進に関する事務をつかさどる。

第44条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号から第25号までを削り、第26号を第21号とし、同条第27号中「財団法人ひょうご産業活性化センター」を「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」に改め、同号を同条第22号とし、同条第28号を同条第23号とし、同条に次の1項を加える。

2 地域金融室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中小企業の金融に関すること。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の施行に関すること。
- (3) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の施行に関すること。
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。

第44条の2第11号を削る。

第44条の3の見出し中「新産業立地課」を「新産業課」に改め、同条中「新産業立地課」を「新産業課」に改め、「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の1項を加える。

- (5) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること。

第44号の3第6号を次のように改める。

- (6) 財団法人兵庫県科学技術振興財団に関すること。

第44号の3第7号から第10号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 科学振興室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 科学技術の振興の総合調整及び推進に関すること。

- (2) 県立先端科学技術支援センターに関すること。
- (3) 財団法人ひょうご科学技術協会に関すること。
- (4) 財団法人計算科学振興財団に関すること。
- (5) 兵庫県科学技術会議に関すること。

第45条第9号中「財団法人兵庫県国際交流協会」を「公益財団法人兵庫県国際交流協会」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第2号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 国際交流事業の推進に関すること。
- (3) 海外移住行政の総合的推進に関すること。

第46条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。
第46条の3（見出しを含む。）中「観光振興室」を「観光振興課」に改める。

第47条中「、課及び室を」を「及び課を」に、「課及び室に」を「課に」に改め、同条の表局名の款課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同表農政企画局の款総合農政課の項中「地産地消係 ごはんを食べよう県民運動係」を「県民運動支援係」に改め、「楽農生活係 集落活性化係」を削り、同表農林経済課の項中「農業共済係 農業金融係」を「農業共済金融係」に改め、同表農林水産局の款農地整備課の項中「田園空間係 農業水利係 防災係」を削り、同表農産園芸課の項中「花き果樹特産係 景観園芸係」を「花き果樹係」に改め、同表林務課の項中「構造改善係」を削り、同表水産課の項中「漁場整備係」を削り、同表環境創造局の款環境政策課の項中「環境学習調整係 環境学習支援係」を「環境学習係」に改め、同表豊かな森づくり課の項中「普及啓発係」を「事業係 普及啓発係」に改め、「保安林係 森林管理係」を削り、同表環境管理局の款環境影響評価室の項を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める係を置き、担当を配置する。

課名	室名	係名
総合農政課	楽農生活室	楽農生活係 集落活性化係
農業経営課	農地調整室	国有農地係 農地利用係
農林経済課	団体検査室	検査第1係 検査第2係 検査第3係
農地整備課	農村環境室	田園空間係 農業水利係 防災係
水産課	資源増殖室	漁場整備係
豊かな森づくり課	森林保全室	保安林係 森林管理係
環境整備課	環境影響評価室	審査係

第48条の2中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号から第16号までを削り、第17号を第11号とし、第18号を削り、第19号を第12号とし、同条に次の1項を加える。

2 楽農生活室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)の施行に関すること。
- (3) 山村振興法(昭和40年法律第64号)の施行に関すること。
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)の施行に関すること(都市計画課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 農村地域の定住化促進に関すること。
- (6) 中山間地域等直接支払に関すること。
- (7) 兵庫楽農生活センターに関すること。

第48条の3中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第8号から第14号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 農地調整室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に係る特定利用権及び開発行為に関すること。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること。
- (3) 農事に係る調停に関すること。
- (4) 農地法に基づく行政処分に係る訴訟に関すること。
- (5) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関すること。
- (6) 農業者年金に関すること。
- (7) 食料安定供給特別会計に関する歳入金の徴収事務に関すること。

第48条の4第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

- (ii) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関すること。

第49条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条に次の1号を加える。

- (i) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の施行に関すること（農業協同組合及び農業協同組合連合会に関することに限る。）。

第49条に次の1項を加える。

2 団体検査室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の検査に関すること。
- (2) 水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会の検査に関すること。

第50条を削り、第2章第4節第3款中第51条を第50条とする。

第52条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第4号中「に関すること」の右に「（地すべり防止区域の指定に関するものに限る。）」を加え、同条第12号から第14号までを削り、同条第15号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同号を同条第12号とし、同条に次の1項を加える。

2 農村環境室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農村振興基本計画の作成及び農村振興総合整備事業に関すること。
- (2) 農業集落排水事業、中山間地域総合整備事業、かんがい排水事業、農地防災事業、公害防除特別土地改良事業及び農地又は農業用施設の災害復旧事業に関すること。
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく農地等の保全に関すること。
- (4) 地すべり等防止法に基づく農地等の保全に関すること（地すべり防止区域の指定に関するものを除く。）。

第52条を第51条とし、第53条を第52条とし、第54条を第53条とする。

第55条中第16号を削り、第15号を第16号とし、第20号を削り、第21号を第20号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (v) 森林整備地域活動支援交付金に関すること。

第55条を第54条とし、第56条を第55条とする。

第56条の2中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号及び第16号を削り、第17号を第13号とし、第18号を第14号とし、第19号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (vi) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に関すること（鳥獣以外の生物による水産業への被害の防止に関するものに限る。）。

第56条の2中第20号を削り、第21号を第17号とし、第22号を第18号とし、第23号を第19号とし、同条第24号中「財団法人ひょうご豊かな海づくり協会」を「公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会」に改め、同号を同条第20号とし、同条第25号を削り、同条第26号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同号を同条第21号とし、同条に次の1項を加える。

2 資源増殖室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 沿岸漁場整備開発に関すること。
- (2) 水産物の消費及び流通に関すること。
- (3) 水産業の技術普及に関すること。
- (4) 水産加工業の奨励及び改善に関すること。
- (5) 漁場の環境保全に関すること。

第56条の2を第56条とし、第56条の3を第56条の2とし、第2章第4節第4款中第56条の4を第56条の3とし、第56条の5を第56条の4とする。

第56条の6中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 県立三木山森林公園に関すること。
- (4) 県立ふるさとの森公園に関すること。

第56条の6第5号及び第6号を削り、同条に次の1項を加える。

2 森林保全室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保安林及び森林保安施設地区に関すること。
- (2) 森林の転用に関すること。
- (3) 森林病虫害の防除に関すること。
- (4) 森林保険及び森林火災予防に関すること。

第56条の6を第56条の5とする。

第56条の7中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第13号を削り、第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の施行に関すること。

第56条の7第15号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同条に次の1項を加える。

2 環境影響評価室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関すること。
- (3) 公害防止計画に関すること。
- (4) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関すること。
- (5) 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- (6) 大気汚染緊急時に係る大気汚染状況の周知及び協力要請に関すること。
- (7) 環境影響評価審査会に関すること。

第56条の7を第56条の6とする。

第56条の8を削る。

第56条の9第12号中「交通政策課」を「空港政策課」に改め、同条を第56条の7とし、第56条の10を第56条の8とする。

第57条中「、課及び室を」を「及び課を」に、「課及び室に」を「課に」に改め、同条の表局名の款課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、県土企画局の款総務課の項中「建設業係」を削り、同款交通政策課の項中「地域交通係 鉄道係」を「地域交通係 計画係 鉄道係」に改め、「空港利用調整係 空港政策係」を削り、同款に次のように加える。

空港政策課	利用促進係 調整係 調査運営係
-------	-----------------

第57条の表土木局の款道路計画課の項中「道路計画課」を「道路企画課」に、「事務係」を「事務第1係 事務第2係」に改め、「都市高速係 高規格幹線係」を削り、同款地域道路室の項中「地域道路室」を「道路街路課」に、「橋梁・市町道路係」を「橋梁係 市町道係 街路係 鉄道高架係」に改め、同款道路保全課の項中「事務係」を削り、同款街路課の項及び河川計画室の項を削り、同表まちづくり局の款都市政策課の項中「企画調査係 不動産業指導係 景観行政係 緑の地域環境係」を削り、同款都市計画課の項中「立地調整係 開発指導係 審査係」を削り、同款公園緑地課の項中「21世紀の森係 小野長寿の郷係」を削り、同表住宅建設局の款住宅政策課の項中「ひょうご県民住宅係」を「ひょうご県民住宅係 明舞団地再生係」に改め、同款営繕課の項中「設計第1係 設計第2係」を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める係を置く。

課名	室名	係名
総務課	建設業室	建設業係

道路企画課	高速道路室	都市高速係 高規格幹線係
河川整備課	河川計画室	計画係 調査環境係
都市政策課	土地対策室	企画調査係 不動産業指導係
	景観形成室	景観行政係 緑の地域環境係
都市計画課	開発調整室	立地調整係 開発指導係 審査係
公園緑地課	21世紀の森室	21世紀の森係 小野長寿 ^{きと} の郷係

第58条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第2号中「及び研修」を「、研修及び福利厚生」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、第14号から第17号までを削り、第18号を第12号とし、第19号を削り、同条第20号中「交通政策課」を「空港政策課」に改め、同号を同条第13号とし、同条第21号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同号を同条第14号とし、同条に次の1項を加える。

2 建設業室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）の施行に関する事。
- (2) 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関する事。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（解体工事業者の登録に関する事に限る。）。
- (4) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に関する事（建設業者に関するものに限る。）。
- (5) 建設業の新分野への進出に関する事。
- (6) 建設工事紛争審査会に関する事。

第58条の3中第8号を削り、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 建設工事統計及び建設業務統計に関する事。

第58条の4第6号から第10号までを削り、第2章第5節第2款中同条の次に次の1条を加える。

（空港政策課の事務）

第58条の4の2 空港政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 空港の整備計画及び建設の推進に関する事。
- (2) 県立但馬飛行場及びその周辺整備に関する事。
- (3) 大阪国際空港の周辺整備に関する事。
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構に関する事（事業実施に関するものに限る。）。
- (5) 但馬空港ターミナル株式会社に関する事。

第58条の6の見出し中「道路計画課」を「道路企画課」に改め、同条中「道路計画課」を「道路企画課」に改め、「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第1号及び第2号中「地域道路室」を「道路街路課」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条第6号中「地域道路室」を「道路街路課」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 高速道路室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高速道路の建設促進及び総合調整に関する事。
- (2) 兵庫県道路公社に関する事。

第59条（見出しを含む。）中「地域道路室」を「道路街路課」に改め、同条に次の2号を加える。

- (5) 街路の整備に関する事。
- (6) 鉄道高架事業に関する事。

第59条の2第1号中「地域道路室」を「道路街路課」に改める。

第59条の3を削る。

第60条を削る。

第59条の4中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 河川計画室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 総合的な治水対策に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 河川に係る環境の施策に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 河川に係る調査に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 河川審議会に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第59条の4を第60条とする。

第63条の3中「においては」の右に「、次項及び第3項に定める事務のほか」を加え、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第23号までを削り、同条に次の1号を加える。

- (7) まちづくり審議会に関すること（都市計画課の所掌に属するものを除く。）。

第63条の3に次の2項を加える。

2 土地対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土地に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 土地基本法（平成元年法律第84号）に基づく施策の総合調整に関すること。
- (3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。
- (4) 地価の調査及び公表に関すること。
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。
- (8) 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）の施行に関すること。
- (9) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の施行に関すること。
- (10) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（宅地建物取引業者に関するものに限る。）。
- (11) 貸家組合に関すること。
- (12) 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

3 景観形成室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 景観の形成等に関すること。
- (2) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関すること。
- (3) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）の施行に関すること。
- (4) 緑豊かな地域環境の形成に関すること。
- (5) 景観審議会に関すること。

第64条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第7号から第16号までを削り、同条第17号中「、大規模小売店舗等立地審議会及び開発審査会」を削り、同号を同条第7号とし、同条に次の1項を加える。

2 開発調整室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関すること。
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。
- (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。
- (4) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）の施行に関すること。
- (5) 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）の施行に関すること。
- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること（市街化調整区域における開発行為等に関するものに限る。）。
- (7) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関すること。
- (8) 開発地域の良好な環境の確保に関すること。
- (9) 公共施設整備基金に関すること。
- (10) 独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に関すること（宅地造成に関するものに限る。）。
- (11) まちづくり審議会に関すること（大規模小売店舗及び大規模集客施設の設置に係る調査審議に関することに限る。）。
- (12) 開発審査会に関すること。

第64条の2第6号中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」の右に「(昭和50年法律第67号)」を加え、「住宅地課」を「他課室」に改める。

第65条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同条に次の1項を加える。

2 21世紀の森室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 尼崎21世紀の森に係る事業の推進に関すること。
- (2) 小野長寿の郷構想の推進に関すること。

第65条の5第11号中「分別解体等に関するものに限る」を「他課室の所掌に属するものを除く」に改める。

第67条第1項の表審査・指導課の項中「支払係」を削り、同条第2項中「工事検査室」の右に「を置き、工事検査室に事務係」を加える。

第68条中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 歳出金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の支払に関すること。

第68条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第71条の表名称の項中「若しくは課」を「、課若しくは室」に改め、同表長期ビジョン審議会の項中「企画県民部政策室」を「企画県民部政策室ビジョン課」に改め、同表青少年愛護審議会の項及び男女共同参画審議会の項を削り、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部県民文化局交通安全室」を「企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室」に改め、同表交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部県民文化局青少年課
男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室

第71条の表市町合併審議会の項を削り、同表情報公開審査会の項を次のように改める。

情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事務に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部管理局文書課県民情報センター
----------------	--	---------------------

第71条の表個人情報保護審議会の項を削り、同表公益認定等委員会の項を次のように改める。

公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部管理局文書課公益法人室
----------	--	------------------

第71条の表兵庫県立大学評価委員会の項中「企画県民部教育・情報局大学課」を「企画県民部教育・情報局教育課大学室」に改め、同表防災会議の項中「企画県民部防災企画局防災計画室」を「企画県民部防災企画局防災企画課企画防災室」に改め、同表科学技術会議の項を次のように改める。

産業立地審議会	農村地域工業等導入促進法による基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項、工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号）による工業立地計画の作成その他工業立地に関する重要事項その他産業立地に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室
---------	--	----------------------

第71条の表産業立地審議会の項を次のように改める。

科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部産業振興局新産業課科学振興室
--------	----------------------------	---------------------

第71条の表環境影響評価審査会の項中「農政環境部環境管理局環境影響評価室」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室」に改め、同表建設工事紛争審議会の項中「県土整備部県土企画局総務課」を「県土整備部県土企画局総務課建設業室」に改め、同表河川審議会の項中「県土整備部土木局河川計画室」を「県土整備部土木局河川整備課河川計画室」に改め、同表まちづくり政策審議会の項中「まちづくり政策審議会」を「まちづくり審議会」に改め、「による」の右に「まちづくり基本方針の決定又は変更に関する重要事項、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）による大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために行うべき適正な配慮の確保に関する重要事項、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）による大規模集客施設を設置する者が大規模集客施設と都市機能との調和を図るために講ずべき対策に関する重要事項その他の」を加え、国土利用計画審議会の項を次のように改める。

国土利用計画審議会	国土利用計画法による県計画、市町計画及び土地利用基本計画についての意見並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室
-----------	--	-----------------------

第71条の表景観審議会の項を次のように改める。

景観審議会	風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）による風致地区内の建築等に関する重要事項、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による景観の形成等に関する重要事項、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室
-------	--	-----------------------

第71条の表大規模小売店舗等立地審議会の項を削り、同表開発審査会の項を次のように改める。

開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査並びに宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用並びに宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室
-------	--	-----------------------

第72条の10中「4課」を「3課」に、「総務課 企画課 事業課 学芸課」を「総務課 企画・事業課 学芸課」に改める。

第78条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 但馬県民局 次に掲げる事務
 - ア 第80条の2及び第80条の4に規定する事務
 - イ 山陰海岸ジオパーク構想の推進に関する事務

第79条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 但馬県民局県民室に、ジオパーク課を置く。

第83条の表神戸県税事務所の項及び西宮県税事務所の項中「調査課」を「調整課 調査課」に改め、同表加東県税事務所の項及び龍野県税事務所の項中「不動産取得税課 間税課」を「課税第2課」に改める。

第87条の4中「、事業課」を削る。

第87条の8の表光都農林水産振興事務所の項中「治山課」を「治山第1課 治山第2課」に改める。

第87条の16第1項の表神戸土木事務所の項、加東土木事務所の項及び姫路土木事務所の項中「管理第1課 管理第2課」を「管理課」に改め、同表龍野土木事務所の項及び豊岡土木事務所の項中「用地第1課 用地第2課」を「用地課」に改め、同条第2項中「用地対策課及び」を削り、同条第4項中「用地対策課、」を削り、同条第6項中「復興用地対策課」を「復興用地対策第1課、復興用地対策第2課」に、「及び復興事業第3課」を「復興事業第3課、復興事業第4課及び復興事業第5課」に改める。

第105条の3の表会計研究科の項の次に次のように加える。

経営研究科	神戸市西区学園西町8丁目
-------	--------------

第107条の表経済経営研究所の項中「経済経営研究所」を「政策科学研究所」に、「経済及び経営の」を「地域の政策に関する」に改める。

第108条第1項中「経済経営研究所」を「政策科学研究所」に改め、同項第1号中「経済及び経営並びにこれらに関連する社会、政策、文化等の」を「地域の政策に関する」に改め、同項第4号中「研究会及び講習会等の開催」を「地域政策及び公共政策分野の人材育成」に改め、同項第7号中「経済経営研究所」を「政策科学研究所」に改める。

第109条第2項の表播磨科学公園都市学術情報館の項中「播磨科学公園都市学術情報館」を「播磨光都学術情報館」に改める。

第115条の3の表総務部の項中「秘書課」を削り、同表学務部の項中「学務企画調整課 学術総合情報・応用情報課」を「学務企画課 学術総合情報・応用情報課 新プログラム推進課 調整課」に改め、同表神戸学園都市キャンパス事務部の項中「学務第1課 学務第2課」を「学務課」に改め、同表姫路書写キャンパス事務部の項中「教務課 学生課」を「学務課」に改める。

第128条の2第3項の表生活科学総合センターの項中「相談指導部 調査研修部」を「研修広報部 相談事業部」に改める。

第128条の4第4号中「指導」の右に「及び処分」を加える。

第378条の表部長の項の次に次のように加える。

総合政策室長	本庁	上司の命を受け、知事室、政策室及び県民文化局に係る事務を統理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
副防災監	本庁	防災監の職務を補佐するとともに、防災監に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第378条の表政策参事の項を削り、同表観光参事の項中「本庁」を「産業労働部」に改め、同表医療指導官の項、室長の項及び副室長の項を削り、同表企画専門員の項の次に次のように加える。

保健指導専門員	健康増進課	上司の命を受け、保健指導に関する事務を処理する。
---------	-------	--------------------------

第384条の表副所長の項中「事務所」の右に「又は生活科学センター」を加える。

第387条第1項の表副校長の項中「又は兵庫障害者職業能力開発校」を「兵庫障害者職業能力開発校又は県立淡路景観園芸学校」に改める。

第392条の表会計研究科長の項の次に次のように加える。

経営研究科長	経営研究科	学長の命を受け、経営研究科の業務を掌理する。
--------	-------	------------------------

第392条の表経済経営研究所長の項を次のように改める。

政策科学研究所長	政策科学研究所	学長の命を受け、政策科学研究所の業務を掌理する。
----------	---------	--------------------------

第396条第1項中「会計研究科長」の右に「、経営研究所長」を加え、「経済経営研究所長」を「政策科学

研究所長」に改める。

附則第2条の表大学課の項を次のように改める。

教育課大学室	平成25年 3月31日
--------	-------------

附則第2条の表大学課の項の次に次のように加える。

文書課公益法人室	平成26年 3月31日
----------	-------------

附則第2条の表復興支援課の項中「平成22年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に改め、同表生活消費局の項の次に次のように加える。

能力開発課ものづくり大学校推進室	平成25年 3月31日
------------------	-------------

附則第3条第1項中「平成22年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に、「、防災企画局」を「、復興支援課」に改め、「震災復興に関する施策の総合調整及び推進並びに」を削り、同条第2項の表文書課の項を次のように改める。

税務課	新税務システムの開発に関すること。	平成27年 3月31日
-----	-------------------	-------------

附則第3条第2項の表能力開発課の項及び県土整備部の項を削り、同表に次のように加える。

まちづくり局	花と緑の景観づくり、県立都市公園及び尼崎21世紀の森等のプロジェクトの推進に関すること。	平成25年 3月31日
--------	--	-------------

附則第3条第3項の表個人住民税特別対策官の項中「平成22年 3月31日」を「平成25年 3月31日」に改める。

附則第4条第1項中「部の事務（）」の右に「知事室、政策室、県民文化局、」を加え、「防災企画局等」を「知事室等」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年7月1日兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「局長」を「次長」に改める。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年4月1日兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「局長」を「次長」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中行政組織規則第48条の4の改正規定 平成22年10月1日
 - (2) 第1条中行政組織規則第71条の表情報公開審査会の項の改正規定及び同表個人情報保護審議会の項を削る改正規定 平成22年11月1日
 - (3) 第1条中行政組織規則第71条の表まちづくり政策審議会の項の改正規定 平成22年12月3日
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日までの間における行政組織規則第14条の2第2項第5号の規定の適用については、同号中「情報公開・個人情報保護審議会」とあるのは、「情報公開審査会及び個人情報保護審議会」とする。
- 3 前項第3号に掲げる規定の施行の日までの間における行政組織規則第63条の3第1項第7号及び第64条第2項第11号の規定の適用については、同規則第63条の3第1項第7号中「まちづくり審議会に関すること（都市計画課の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「まちづくり政策審議会に関すること。」と、同規則第64条第2項第11号中「まちづくり審議会に関すること（大規模小売店舗及び大規模集客施設の設置に係る調査審議に関することに限る。）」とあるのは、「大規模小売店舗等立地審議会に関すること。」とする。

(公有財産規則の一部改正)

4 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「企画県民部管理局管財課室長」を「企画県民部管理局管財課管財管理室長」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

本則及び別表(別表第1農政環境部の部水質課の項局長専決事項の欄18を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1号中「部長」の右に「(総合政策室長を含む。以下同じ。)」を加える。

第5条第2項第21号中「公有財産購入費」を「不動産」に改め、「に係るもの」を削り、「に限る。)」の右に「又は動産の買入れに要する費用」を加える。

第5条の2中「、防災計画室」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事項を除き、防災監が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 副防災監の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (2) 副防災監の週休日を振り替え、又は休日の代休日を指定すること。
- (3) 法令による証人、鑑定人等となった副防災監の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (4) 副防災監の職務に専念する義務を免除すること。
- (5) 副防災監に旅行を命令し、その復命を受理すること。

第6条第2項第7号中「、医療指導官」を削る。

第9条第2項第7号中「代休日」の右に「若しくは超勤代休時間」を加え、同条第3項第7号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加え、同条第4項中「企画県民部教育・情報局大学課長」を「企画県民部教育・情報局教育課大学室長」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項第6号及び第7号の規定にかかわらず、県土整備部まちづくり局及び住宅建築局に勤務する職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定すること並びに児童手当及び子ども手当の支給について認定をすることについては県土整備部まちづくり局都市政策課長が専決するものとする。

第12条の2及び第17条第1項中「企画県民部防災企画局長又は災害対策局長が、それぞれその担当する事務に関し、」を「副防災監が」に改める。

附則第3項の見出し中「部長に」を「部長等に」に、「部長専決事項」を「部長等専決事項」に改め、同項中「部長」の右に「並びに総合政策室長」を加える。

別表第1企画県民部の部課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同部広報課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 広報計画を作成すること。
- 2 広聴計画を作成すること。

別表第1企画県民部の部広聴室の項を削り、同部政策室の項中「政策室」を「広域行政課」に改め、同項知事決裁事項の欄4から14までを削り、同項部長専決事項の欄1及び2を削り、同項局長専決事項の欄1から10までを削り、同項の次に次のように加える。

ビジョ ン課	1 長期ビジョンを推進する ための基本方針を決定する	長期ビジョンの推進につい て、関係機関と調整すること。	1 国土形成計画法(昭和25 年法律第205号)第6条第5
-----------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

	<p>こと。</p> <p>2 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第11条第2項（第12条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号。以下「保全区域整備法」という。）第3条第1項の規定に基づき、保全区域整備計画又はその変更について国土交通大臣に協議し、又はその同意を求めること。</p>		<p>項の規定に基づき、国土形成計画の案について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、国土形成計画の案を作成することを提案すること。</p> <p>3 国土形成計画法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請すること。</p> <p>4 近畿圏整備法第9条第2項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近畿圏整備計画の決定又はその変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>5 近畿圏整備計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>6 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の推進について、関係機関と調整すること。</p>
<p>地域振興課</p>	<p>1 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第4条第1項及び第9項の規定に基づき、公共用施設に関する整備計画の作成又は変更について主務大臣に</p>	<p>地方拠点法第6条第6項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。</p>	<p>1 水資源開発促進法第4条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>3 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。</p> <p>4 地方拠点法第4条第3項</p>

	<p>協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>5 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を指定すること。</p> <p>7 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>		<p>の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。</p>
--	--	--	--

別表第1 企画県民部の部青少年課の項及び芸術文化課の項を削り、同部地域安全課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

3 交通安全対策の基本方針を決定すること。

別表第1 企画県民部の部地域安全課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

1 交通安全県民運動を企画すること。

2 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。

3 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすること。

別表第1 企画県民部の部地域安全課の項の次に次のように加える。

<p>青少年課</p>	<p>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。</p>		
<p>芸術文化課</p>		<p>兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。</p>	

別表第1企画県民部の部交通安全室の項を削り、同部税務課の項の次に次のように加える。

<p>新行政課</p>			<p>1 行政事務の合理化の方針を決定すること。 2 基本的な行政組織の改善案を作成すること。 3 行政考査すべき事項を決定すること。 4 職員提案の課題を決定すること。</p>
-------------	--	--	--

別表第1企画県民部の部市町振興課の項知事決裁事項の欄14を削り、同項部長専決事項の欄11中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）」に改め、同欄中11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

10 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。

別表第1企画県民部の部市町振興課の項局長専決事項の欄34中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「作成すること」を「定めること」に改め、同欄35を次のように改める。

35 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。

別表第1企画県民部の部市町振興課の項局長専決事項の欄48中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同部新行政課の項を削り、同部人事課の項局長専決事項の欄15中「、第29条の2第6項」を削り、「、勤勉手当又は期末特別手当」を「又は勤勉手当」に改め、同欄17中「第15条の2第1項」を「第15条第1項並びに第15条の3第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に、「第13条の2第1項」を「第13条第1項並びに第13条の3第1項及び第2項」に、「退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「退職手当に係る一時差し止処分」という。）を「退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分」に改め、同欄18及び19を次のように改める。

18 退職手当条例第15条の2第2項及び第3項（特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。）並びに学校職員等退職手当条例第13条の2第2項及び第3項の規定に基づき、退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「退職手当に係る支払差止処分」という。）をすること。

19 退職手当等に係る支払差止処分を取り消すこと。

別表第1企画県民部の部人事課の項局長専決事項の欄中22を24とし、21を23とし、20を22とし、同欄19の次に次のように加える。

20 退職手当条例第15条の4第1項及び第15条の5第1項（特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。）並びに学校職員等退職手当条例第13条の4第1項及び第13条の5第1項の規定に基づき、退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分をすること。

21 退職手当条例第15条の6第1項から第5項まで（特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。）及び学校職員等退職手当条例第13条の6第1項から第5項までの規定に基づき、退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分をすること。

別表第1企画県民部の部文書課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。

2 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。

別表第1企画県民部の部文書課の項局長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、7を削り、8を6とし、9から19までを7から17までとし、同部教育課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

7 学校教育法第4条の規定に基づき、県立の大学並びにその学部、学科及び大学院の設置、廃止又はその名称若しくは位置の変更の認可を文部科学大臣に申請すること。

8 公有財産規則第34条第2項の規定に基づき、県立大学の所属に属する公有財産について報告を求めること。

9 公有財産規則第35条第1項の規定に基づき、県立大学の学長に対し、とるべき措置を指示すること。

別表第1 企画県民部の部教育課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

9 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第44号）第7条第2項の規定に基づき、運営協議会の学外有識者として県立大学が推薦する候補者を承認すること。

別表第1 企画県民部の部大学課の項を削り、同表健康福祉部の部消費生活課の項局長専決事項の欄中15から34までを削り、35を15とし、36を削り、37を16とし、38から44までを削り、45を17とし、46を18とし、47及び48を削り、49を19とし、同表産業労働部の部課名の項の次に次のように加える。

産業政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき、農村地域への工業等の導入に関する基本計画を定めること。 2 農村地域工業等導入促進法第5条第1項の規定に基づき、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業等の導入に関する実施計画を定めること。 3 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、工業立地計画を策定し、又は同条第6項の規定に基づき、これを変更すること。 	工業立地に伴う産業基盤施設の整備方針を決定すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業立地適正化条例第12条の規定に基づき、業用水道事業者に対して工業用水の全部又は一部の供給を行わないように要請する等必要な措置を講ずること。 2 誘致企業を決定すること。
-------	---	----------------------------	---

別表第1 産業労働部の部労政福祉課の項局長専決事項の欄8から19までを削り、同部新産業立地課の項を削り、同部国際交流課の項を次のように改める。

国際交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公賓の応接を行うこと。 2 特に重要な姉妹県提携事業を行うこと。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 重要な外国人の応接を行うこと。 2 重要な姉妹県提携事業を行うこと。 3 在外県人の子弟を県内に留学させること。 4 海外移住者の援護を行うこと。
-------	---	--	--

別表第1 産業労働部の部国際経済課の項を削り、同表農政環境部の部課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同部総合農政課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第5項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針について農林水産大臣に協議し、又は同意を求めること。
- 2 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第2項の規定に基づき、振興山村の指定を主務大臣に申請すること。
- 3 山村振興法第8条第1項の規定に基づき、山村振興計画に係る協議に応じ、同意をすること。

別表第1 農政環境部の部総合農政課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 12 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第4条第6項の規定に基づき、基盤整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。
- 13 特定農山村法第8条第4項の規定に基づき、所有権移転等促進計画を承認すること。

14 特定農山村法第8条第5項の規定に基づき、所有権移転等促進計画の承認について農業会議の意見を聴くこと。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄中11及び12を削り、10を12とし、7から9までを9から11までとし、6の次に次のように加える。

7 農業経営基盤強化促進法第9条の規定に基づき、農地保有合理化法人から必要な報告を徴すること。

8 農業経営基盤強化促進法第10条の規定に基づき、農地保有合理化法人に対し改善措置を命ずること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄中13を削り、同欄14中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同欄中14を13とし、同欄15中「第15条の15第6項」を「第15条の2第6項」に改め、同欄中15を14とし、同欄16中「第15条の16」を「第15条の3」に改め、同欄中16を15とし、同欄17中「第15条の17第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同欄中17を16とし、同欄18中「第15条の17第2項」を「第15条の4第2項」に改め、同欄中18を17とし、同欄17の次に次のように加える。

18 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に基づき農地の転用許可（2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の転用に係るものに限る。）をすること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄19中「(昭和27年法律第229号)」を削り、「第20条第3項」を「第18条第3項」に改め、同欄中20から26までを次のように改める。

20 農地法第5条第1項に基づき、農地の転用のための権利移動の許可（2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の転用に係るものに限る。）をすること。

21 農地法第18条第1項の規定に基づき、農地等の賃貸借の解約等について許可をすること。

22 農地法第36条第1項の規定に基づき、遊休農地の所有権移転等につき調停を行うこと。

23 農地法第36条第4項の規定に基づき、調停案の受諾を勧告すること。

24 農地法第39条第1項の規定に基づき、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。

25 農地法第39条第4項の規定に基づき、特定利用権を設定すべき旨の裁定について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。

26 農地法第41条の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除を承認すること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄中31を33とし、30を32とし、29を31とし、同欄28中「第1条の7第1項ただし書、第1条の15第1項ただし書及び第13条の2第1項ただし書」を「第7条第1項ただし書及び第15条第1項ただし書」に改め、同欄中28を30とし、30の前に次のように加える。

29 農地法第51条第3項の規定に基づき、原状回復その他違反を是正するため自ら必要な措置を講ずること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄27中「第83条の2」を「第51条第1項」に、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同欄中27を28とし、26の次に次のように加える。

27 農地法第43条第1項及び第3項の規定に基づき、遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定をし、その旨を公告すること。

別表第1農政環境部の部消費流通課の項局長専決事項の欄中20を22とし、9から19までを11から21までとし、8の次に次のように加える。

9 農林物資規格法第19条の14第4項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

10 農林物資規格法第19条の14の2の規定に基づき、命令を行う旨を公表すること。

別表第1農政環境部の部農業改良課の項局長専決事項の欄中11から13までを削り、14を11とし、15を12とし、同部農地整備課の項知事決裁事項の欄中5及び6を削り、7を5とし、8を6とし、同項局長専決事項の欄中28から30までを削り、31を28とし、32及び33を削り、34を29とし、35から50までを30から45までとし、同部農産園芸課の項局長専決事項の欄中6を9とし、1から5までを4から8までとし、4の前に次のように加える。

1 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3第1項の規定に基づき、導入計画を決定すること。

2 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第31条第2項の規定に基づき、販売業者等に肥料の譲渡又は引渡しの制限等の処分をすること。

3 肥料取締法第35条第1項の規定に基づき、法の適用を受けない肥料を指定すること。

別表第1農政環境部の部環境政策課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、環境基本計画を定めること。

別表第1農政環境部の部自然環境課の項局長専決事項の欄6中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改め、同欄7中「第7条第4項」を「第9条第2項」に改め、同欄9中「第8条第3項」を「第8条第2項」

に改め、同欄10中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改め、同欄11中「第14条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄12中「第15条第1項」を「第23条第1項」に改め、同欄13中「第27条第2項」を「第34条第2項」に改め、同欄14中「第29条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄中63を67とし、26から62までを30から66までとし、30の前に次のように加える。

29 環境条例第94条の2第1項の規定に基づき、自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画を定めること。

別表第1 農政環境部の部自然環境課の項局長専決事項の欄中25を28とし、22から24までを25から27までとし、25の前に次のように加える。

24 自然公園条例第15条の2第1項の規定に基づき、生態系維持回復事業計画を定めること。

別表第1 農政環境部の部自然環境課の項局長専決事項の欄中21を23とし、20を22とし、22の前に次のように加える。

21 自然公園条例第9条の2第1項の規定に基づき、特別地域内に利用調整地区を指定すること。

別表第1 農政環境部の部自然環境課の項局長専決事項の欄中19を20とし、15から18までを16から19までとし、14の次に次のように加える。

15 自然公園法第38条第2項の規定に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めること。

別表第1 農政環境部の部環境整備課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

8 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)第14条第1項の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成すること。

9 環境基本法(平成5年法律第91号)第17条第3項の規定に基づき、公害防止計画の作成について環境大臣に協議し、同意を求めること。

10 環境基本法第17条第5項の規定に基づき、公害防止計画の基本方針について環境大臣に意見を述べること。

11 環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価指針を定めること。

別表第1 農政環境部の部環境影響評価室の項を削り、同部大気課の項知事決裁事項の欄1中「第8条第1項」を「第20条の3第1項」に改め、同項局長専決事項の欄1中「第11条第1項」を「第24条第1項」に改め、同欄2中「第11条第3項」を「第24条第4項」に改め、同欄3中「第11条第4項」を「第24条第5項」に改め、同部水質課の項局長専決事項の欄中28を38とし、23から27までを33から37までとし、同欄22中「第31条第2項」を「第56条第2項」に改め、同欄中22を32とし、32の前に次のように加える。

26 土壤汚染対策法第16条第4項の規定に基づき、措置を講ずべきことを命ずること。

27 土壤汚染対策法第19条の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

28 土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可をすること。

29 土壤汚染対策法第24条の規定に基づき、汚染土壌処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

30 土壤汚染対策法第25条の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

31 土壤汚染対策法第27条第2項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第1 農政環境部の部水質課の項局長専決事項の欄21中「第9条第4項」を「第12条第4項」に改め、同欄中21を25とし、25の前に次のように加える。

22 土壤汚染対策法第7条第4項の規定に基づき、指示措置等を講ずべきことを命ずること。

23 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を指定すること。

24 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除すること。

別表第1 農政環境部の部水質課の項局長専決事項の欄20中「又は第2項」を削り、「命ずること」を「指示すること」に改め、同欄中20を21とし、同欄19中「第5条第4項」を「第6条第4項」に、「特定有害物質によつて汚染されている土地の区域」を「要措置区域」に改め、同欄18中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「特定有害物質によつて汚染されている土地の区域」を「要措置区域」に改め、同欄中18を19とし、同欄17中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同欄中17を18とし、16の次に次のように加える。

17 土壤汚染対策法第4条第2項の規定に基づき、汚染の状況について調査させ、その結果を報告すべきこ

とを命ずること。

別表第1 県土整備部の部課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同部交通政策課の項知事決裁事項の欄3から5までを削り、同項局長専決事項の欄中「航空機騒音障害防止法第40条第2項の規定に基づき、空港周辺整備計画の策定について関係市町長の意見を聴取し、関係行政機関の長と協議すること。」を削り、同項の次に次のように加える。

空港政策課	1 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に空港等の設置を申請すること。 2 空港法(昭和31年法律第80号)第5条第1項の規定に基づき、空港を設置し、及び管理する地方公共団体を協議して定めること。 3 航空機騒音障害防止法第9条の3第2項及び第3項の規定に基づき、空港周辺整備計画を策定すること。		航空機騒音障害防止法第40条第2項の規定に基づき、空港周辺整備計画の策定について関係市町長の意見を聴取し、関係行政機関の長と協議すること。
-------	--	--	---

別表第1 県土整備部の部道路計画課の項中「道路計画課」を「道路企画課」に改め、同部地域道路室の項中「地域道路室」を「道路街路課」に改め、同項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 9 都市計画法第56条第1項の規定に基づき、事業予定地内の土地の買取りを決定すること。
- 10 都市計画法第57条第3項の規定に基づき、事業予定地内の土地を買い取るべき旨の通知をすること。
- 11 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町が行う都市計画事業を認可すること。
- 12 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、国土交通大臣に都市計画事業の施行の認可を申請すること。
- 13 都市計画法第67条第2項の規定に基づき、事業地内の土地建物等を買取りするべき旨の通知をすること。
- 14 都市計画法第68条第2項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額を定めること。
- 15 都市計画法第68条第3項において準用する第28条第3項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額の裁決を収用委員会に申請すること。
- 16 都市計画法第81条第3項の規定に基づき、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。
- 17 共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第2項の規定に基づき、共同溝整備道路の指定等について国土交通大臣に意見を述べること。
- 18 共同溝の整備等に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、共同溝整備計画を作成すること。

別表第1 県土整備部の部街路課の項を削り、同部河川整備課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 1 河川法第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めること。
- 2 河川法第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めること。

別表第1 県土整備部の部河川計画室の項を削り、同部都市政策課の項局長専決事項の欄1中「まちづくり政策審議会」を「まちづくり審議会」に改める。

別表第2 企画県民部の部課室名の項中「課室名」を「課名」に改め、同部防災企画課の項を削り、同部防災計画室の項中「防災計画室」を「防災企画課」に改め、同項防災監専決事項の欄中28を31とし、1から27までを4から30までとし、4の前に次のように加える。

- 1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第29条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に職員の派遣を要請すること。
- 2 災害対策基本法第30条第1項又は第2項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は他の普通地方公共団体の機関の職員の派遣について内閣総理大臣にあっせんを求めること。
- 3 災害対策基本法第74条第1項の規定に基づき、応急措置の実施について、他の都道府県の知事等に応援を求めること。

別表第2 企画県民部の部復興支援課の項局長専決事項の欄1中「財団法人兵庫県住宅再建共済基金」を「公

益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」に改める。

(出納局決裁規程の一部改正)

第2条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「医療指導官」を「医監」に改める。

(地方機関処務規程の一部改正)

第3条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第5条第1号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加え、同条第3号中「代休日」の右に「若しくは超勤代休時間」を加える。

第9条第2項中「会計研究科長」の右に「、経営研究科長」を加え、「経済経営研究所長」を「政策科学研究所長」に改める。

第9条の2第1項中「又は明石キャンパス事務部長」を「、明石キャンパス事務部長又は淡路キャンパス事務部長」に改める。

別表第1 県民室の部県民室(神戸県民局の県民室を除く。)の項県民局長委任事項の欄56の次に次のように加える。

56の2 貸金業法第12条の3第11項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者の登録番号の届出を受理すること。

別表第1 県民室の部県民室(神戸県民局の県民室を除く。)の項県民局長委任事項の欄58中「第24条の6の3」を「第24条の6の3第1項」に改め、同欄67中「第24条の6の11第1項」を「第24条の6の12第1項」に改め、同欄68中「第24条の6の11第2項」を「第24条の6の12第2項」に改め、同欄69中「第24条の6の11第3項」を「第24条の6の12第3項」に改め、同欄161中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同欄162中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改め、同欄162の次に次のように加える。

162の2 自然公園法第16条第4項において準用する同法第10条第6項の規定に基づき、国定公園事業の内容の変更について協議に応じること。

162の3 自然公園法第16条第4項において準用する同法第10条第9項の規定に基づき、国定公園事業の内容の軽微な変更の届出を受理すること。

162の4 自然公園法第16条第4項において準用する同法第11条の規定に基づき、国定公園事業の執行の同意又は認可を受けた者(以下「国定公園事業者」という。)に対し、国定公園事業の執行の改善を命ずること。

162の5 自然公園法第16条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、国定公園事業者たる地位の承継についての協議に応じること。

162の6 自然公園法第16条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、国定公園事業者の相続人に対し、国定公園事業を引き続き行うことを承認すること。

162の7 自然公園法第16条第4項において準用する同法第13条の規定に基づき、国定公園事業の休止又は廃止の届出を受理すること。

162の8 自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国定公園事業の執行の同意又は認可の失効の届出を受理すること。

162の9 自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。

162の10 自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定に基づき、国定公園事業者でなくなった者に対し、原状回復等を命ずること。

162の11 自然公園法第17条第1項の規定に基づき、国定公園事業者に対し、報告を命じ、又は立入検査をさせること。

別表第1 県民室の部県民室(神戸県民局の県民室を除く。)の項県民局長委任事項の欄163中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同欄164中「第13条第6項」を「第20条第6項」に改め、同欄165中「第13条第7項」を「第20条第7項」に改め、同欄166中「第13条第8項」を「第20条第8項」に改め、同欄167中「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同欄168中「第14条第6項」を「第21条第6項」に改め、同欄169中「第14条第7項」を「第21条第7項」に改め、同欄170中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同欄171中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同欄172中「第26条第4項」を「第33条第4項」に改め、同欄173中「第27条第1項」を「第34条第1項」に、「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に、「第25条」を「第32条」に、「第26条第2項」を「第33条第2項」に改

め、同欄174中「第28条第1項」を「第35条第1項」に、「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に、「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同欄175中「第28条第2項」を「第35条第2項」に、「第13条第3項、第14条第3項、第26条第2項又は第27条第1項」を「第20条第3項、第21条第3項、第33条第2項又は第34条第1項」に改め、同欄176中「第55条第4項」を「第67条第4項」に改め、同欄177中「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同欄178中「第56条第3項」を「第68条第3項」に改め、同欄179中「第56条第4項」を「第68条第4項」に改め、同欄180中「第66条第2項」を「第79条第2項」に改め、同欄181から199までを次のように改める。

181 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第7条第2項の規定に基づき、市町による公園事業の執行に同意し、又は市町以外の者による公園事業の執行を認可すること。

182 兵庫県立自然公園条例第7条第5項の規定に基づき、市町による公園事業の内容の変更に同意し、又は市町以外の者による公園事業の内容の変更を認可すること。

183 兵庫県立自然公園条例第7条第8項の規定に基づき、公園事業の内容の軽微な変更の届出を受理すること。

184 兵庫県立自然公園条例第7条の2の規定に基づき、公園事業の執行の同意又は認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)に対し、公園事業の執行の改善を命ずること。

185 兵庫県立自然公園条例第7条の3第1項の規定に基づき、公園事業者たる地位の承継について協議に応じ、又は承認すること。

186 兵庫県立自然公園条例第7条の3第2項の規定に基づき、公園事業者の相続人に対し、公園事業を引き続き行うことを承認すること。

187 兵庫県立自然公園条例第7条の4の規定に基づき、公園事業の休止又は廃止の届出を受理すること。

188 兵庫県立自然公園条例第7条の5第2項の規定に基づき、公園事業の執行の同意又は認可の失効の届出を受理すること。

189 兵庫県立自然公園条例第7条の5第3項の規定に基づき、公園事業の執行の認可を取り消すこと。

190 兵庫県立自然公園条例第7条の6第1項の規定に基づき、公園事業者でなくなった者に対し、原状回復等を命ずること。

191 兵庫県立自然公園条例第7条の7第1項の規定に基づき、公園事業者に対し、報告を命じ、又は立入検査をさせること。

192から199まで 削除

別表第1 県民室の部県民室(神戸県民局の県民室を除く。)の項県民局長委任事項の欄209から223までを次のように改める。

209から223まで 削除

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄100中「108」を「107」に改め、同欄101の次に次のように加える。

101の2 医療法第46条の4第6項の規定に基づき、医療法人に係る特別代理人を選任すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄108を次のように改める。

108 削除

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の2中「293の2」を「293の10」に改め、同欄293の2の次に次のように加える。

293の3 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号。293の10までにおいて「改正省令」という。)附則第4条第1項の規定に基づき、薬局の管理者の週当たり勤務時間数の届出を受理すること。

293の4 改正省令附則第4条第2項の規定に基づき、薬局の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数の届出を受理すること。

293の5 改正省令附則第4条第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の届出に係る週当たり勤務時間数に変更があった場合の変更後の週当たり勤務時間数の届出を受理すること。

293の6 改正省令附則第10条の規定に基づき、既存一般販売業者からの店舗管理者の氏名及び住所の届出を受理すること。

293の7 改正省令附則第11条の規定に基づき、既存薬種商等からの店舗管理者の氏名及び住所の届出を受理すること。

293の8 改正省令附則第15条の規定に基づき、既存配置販売業者からの区域管理者の氏名及び住所の届出を受理すること。

293の9 改正省令附則第17条の規定に基づき、みなし卸売販売業者からの営業所管理者の氏名及び住所の届出を受理すること。

293の10 改正省令附則第42条の規定に基づき、既存薬局開設者、既存一般販売業者又は既存薬種商等からの郵便等販売の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄311の2中「又は覚せい剤研究者」を「、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄79の次に次のように加える。

79の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第12条の規定に基づき、登録住宅のうち、適合高齢者専用住宅の賃貸人に対し、管理の状況について報告を求め、又は助言若しくは指導をすること。

79の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項の規定に基づき、登録住宅のうち、適合高齢者専用住宅の賃貸人に対し、登録事項の訂正の申請をすべきことを指示すること。

79の4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第2項の規定に基づき、登録住宅のうち、適合高齢者専用住宅の賃貸人に対し、基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示すること。

79の5 高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第3項の規定に基づき、登録住宅のうち、適合高齢者専用住宅の賃貸人に対し、変更の登録の申請をすべきことを指示すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄1中「第83条」を「第50条」に改め、同欄4中「本墾地」を「未墾地」に改め、同欄12の2中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改め、同欄18の次に次のように加える。

18の2 農林物資規格法第19条の14の2の規定に基づき、指示を行う旨の公表をすること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄19中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同欄19の次に次のように加える。

19の2 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第10条第1項の規定に基づき、事業者の業務に関して必要な報告を求め、又は立入検査をすること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄2中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同欄3中「第15条の16」を「第15条の3」に改め、同欄4中「第15条の17第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同欄5中「第15条の17第2項」を「第15条の4第2項」に改め、同欄9を次のように改める。

9 削除

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄10中「第43条の5第1項」を「第28条第1項」に改め、同欄11中「第83条の2」を「第51条」に改め、同欄13を次のように改める。

13 削除

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄16を次のように改める。

16 削除

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄135中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄508中「第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ、第62条の3第4項第15号ハ及び第16号ニ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ」に改め、同欄536から538までを次のように改める。

536から538まで 削除

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄539中「建築士法」の右に「（昭和25年法律第202号）」を加え、同欄中542から546までを次のように改める。

542から546まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄中547を削り、548を547とし、547の次に次のように加える。

548 建築士法第26条第3項及び第4項において準用する第10条第3項の規定に基づき、処分しようとする建築士事務所の開設者について聴聞を行い、又は参考人の意見を聴くこと。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄551及び552を次のように改める。

551及び552 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄553中「二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則」の右に「（昭和39年兵庫県規則第69号）」を加え、同項県民局長専決事項の欄12の次に次のように加える。

12の2 港湾法第56条の2の2第2項の規定に基づき、技術基準対象施設が技術基準に適合することについて、国土交通大臣又は登録確認機関に確認を受けること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長専決事項の欄41を次のように改める。

41 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長専決事項の欄42中「第9条第1項及び」を削り、同欄43中「第9条第2項及び」を削り、同欄44及び45を次のように改める。

44及び45 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部尼崎港管理事務所の項 県民局長専決事項の欄1中「12」を「12の2」に改める。

別表第2 県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄中5を47とし、4の次に次のように加える。

5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第7条の規定に基づき、事業者に対し、行為のとりやめ若しくは再発防止のために適当な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示すること。

6 景品表示法第8条第1項の規定に基づき、消費者庁に対し、適当な措置をとるべきことを請求すること。

7 景品表示法第9条第2項の規定に基づき、事業者に対し、報告をさせ、又は事業者の事務所等に立ち入り、物件を検査させること。

8 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第6条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

9 特定商取引法第7条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。

10 特定商取引法第8条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

11 特定商取引法第12条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、著しく事実に相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

12 特定商取引法第14条第1項及び第2項の規定に基づき、販売業者、役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置を指示すること。

13 特定商取引法第15条第1項及び第3項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

14 特定商取引法第15条第2項及び第4項の規定に基づき、通信販売電子メール広告受託事業者に対し、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

15 特定商取引法第21条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

16 特定商取引法第22条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。

17 特定商取引法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

18 特定商取引法第34条の2の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

19 特定商取引法第36条の2の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、著しく事実に

- 相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- 20 特定商取引法第38条の規定に基づき、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置を指示すること。
 - 21 特定商取引法第39条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者に対し、連鎖販売取引について勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることの停止又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
 - 22 特定商取引法第39条第4項及び第6項の規定に基づき、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
 - 23 特定商取引法第43条の2の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、著しく事実と相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
 - 24 特定商取引法第44条の2の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
 - 25 特定商取引法第46条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置を指示すること。
 - 26 特定商取引法第47条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
 - 27 特定商取引法第52条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
 - 28 特定商取引法第54条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、著しく事実と相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
 - 29 特定商取引法第56条第1項及び第2項の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置を指示すること。
 - 30 特定商取引法第57条第1項及び第3項の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、業務提供誘引販売取引の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨の公表をすること。
 - 31 特定商取引法第57条第2項及び第4項の規定に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
 - 32 特定商取引法第60条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、適当な措置をとること。
 - 33 特定商取引法第66条第1項の規定に基づき、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者（以下この項において「販売業者等」という。）に対し報告をさせ、又は販売業者等の店舗その他の事務所に立ち入り、物件を検査させること。
 - 34 特定商取引法第66条第2項の規定に基づき、密接関係者に対し報告をさせ、又は密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、物件を検査させること。
 - 35 特定商取引法第66条第3項の規定に基づき、販売業者等と特定商取引に関して取引する者に対し、特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務等に関し参考となるべき報告又は資料の提出をさせること。
 - 36 特定商取引法第66条第4項の規定に基づき、電気通信事業者等であって、電磁的方法の利用者を識別するための文字等を使用する権利を付与したものから、当該権利を付与された者を特定するために必要な情報の報告を求めること。
 - 37 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号。以下「会員契約適正化法」という。）第10条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置を指示すること。
 - 38 会員契約適正化法第11条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
 - 39 会員契約適正化法第17条第1項の規定に基づき、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告をさせ、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、物件を検査させること。
 - 40 消費生活条例第10条第2項、第27条又は第28条第1号（同条例第10条第2項に係るものに限る。）の規定に基づき、基準に違反する事業者に対し、意見を述べる機会を与え、改善を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。
 - 41 消費生活条例第12条第2項の規定に基づき、事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

- 42 消費生活条例第13条第1項、第27条又は第28条第1号（同条例第13条第1項に係るものに限る。）の規定に基づき、不当取引行為の禁止に違反する事業者に対し、意見を述べる機会を与えたうえで、改善を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。
 - 43 消費生活条例第13条第2項の規定に基づき、不当取引行為を行った旨を公表すること。
 - 44 消費生活条例第14条第1項又は第28条第2号の規定に基づき、事業者に対し、危害を防止するため必要な措置を命じ、又は命令に従わなかった旨を公表すること。
 - 45 消費生活条例第14条第2項の規定に基づき、事業者に対し、報告を求めること。
 - 46 消費生活条例第14条第3項の規定に基づき、消費者の安全を確保するため、必要な情報を収集し、消費者に提供するとともに、事業者又は関係行政機関に対し、適切な措置を要請すること。
別表第2 県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄に次のように加える。
 - 48 消費生活条例第17条第4項の規定に基づき、必要な調査を行い、適切な措置をとること。
 - 49 消費生活条例第17条第5項の規定に基づき、県民からの申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表すること。
 - 50 消費生活条例第19条の規定に基づき、関係事業者団体又は関係行政機関に対し、消費者苦情の解決のための措置を要請すること。
 - 51 消費生活条例第26条第1項又は第28条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。
 - 52 消費生活条例第28条第3号の規定に基づき、指示に従わなかった旨を公表すること。
別表第2 児童相談所長の項委任事項の欄1の6中「及び第7項」を削り、同欄10の次に次のように加える。
- 10の2 児童福祉法第33条の6第1項の規定に基づき、児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。)に委託して、相談その他日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと。
別表第2 県立農林水産技術総合センター所長の項専決事項の欄5中「財団法人ひょうご豊かな海づくり協会」を「公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中決裁規定別表第1 県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄1の改正規定 平成22年12月3日
- (2) 第2条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿^{きと}の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄79の次に79の2から79の5までを加える改正規定 平成22年5月19日
- (3) 第2条中地方機関処務規程別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄19の次に19の2を加える改正規定 平成22年10月1日



兵庫県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中第1号中「部長」の右に「、総合政策室長」を加え、同条第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の前に次の1号を加える。

- (7) 本庁の室長 所属の課長

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「室長並びに」を削り、同号を同条第5号とし、同条第3号中「、医監及び医療指導官」を「及び医監」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 副防災監 防災監

(法制審議会規程の一部改正)

第2条 法制審議会規程（昭和38年兵庫県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表中「出納局会計課企画係長」を「出納局会計課企画・システム管理係」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第3条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第9条第2項中「企業庁管理局総務課長」を「企業庁総務課長」に改める。

別表第1企業部会の項中「企業庁管理局総務課」を「企業庁総務課」に改める。

別表第2農林水産部会の項中「農政環境部農林水産局農地整備課室長」を「農政環境部農林水産局農地整備課農村環境室長」に改め、同表土木部会の項中「県土整備部県土企画局交通政策課室長」を「県土整備部県土企画局空港政策課長」に、「県土整備部土木局地域道路室長」を「県土整備部土木局道路街路課長」に改め、「県土整備部土木局街路課長」を削り、同表企業部会の項を次のよう改める。

企業部会	公営企業管理者	企業庁長 企業庁次長	企業庁総務課長 企業庁総務課経営企画参事 企業庁水道課長 企業庁水道施設整備参事 企業庁立地推進課長 企業庁公園都市整備課長 企業庁公園都市整備課室長 企業庁臨海整備課長 企業庁臨海整備課室長
------	---------	---------------	--

別表第3企業部会の款本庁分科会の項中「企業庁管理局総務課」を「企業庁総務課」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第4条 公共用地補償審査会規程（昭和43年兵庫県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第4項中「企画県民部管理局管財課室長」を「企画県民部管理局管財課財産管理室長」に、「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長」に改める。

(庁用自動車管理規程の一部改正)

第5条 庁用自動車管理規程（昭和47年兵庫県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条中「企画県民部管理局管財課」の右に「財産管理室」を加える。

第4条第3項中「企画県民部管理局管財課室長」を「企画県民部管理局管財課財産管理室長」に、「管財課室長」を「財産管理室長」に改める。

第5条から第15条までの規定中「管財課室長」を「財産管理室長」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第6条 執務環境規程（昭和49年兵庫県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第3条第2項及び第5条第1項中「企画県民部教育・情報局情報政策課室長」を「企画県民部教育・情報局情報政策課システム管理室長」に改める。

(職員提案規程の一部改正)

第7条 職員提案規程（昭和49年兵庫県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第2項中「企画県民部企画財政局新行政課室長」を「企画県民部企画財政局新行政課事務改革室長（以下「事務改革室長」という。）」に改め、同条第3項及び第6条中「企画県民部企画財政局新行政課室長」

	企画県民部県民文化局芸術文化課長 企画県民部教育・情報局教育課長 健康福祉部社会福祉局人権推進課長 健康福祉部障害福祉局障害福祉課長 健康福祉部こども局少子対策課長 健康福祉部こども局児童課長 健康福祉部生活消費局生活衛生課長 健康福祉部健康局薬務課長 産業労働部政策労働局しごと支援課長 産業労働部政策労働局労政福祉課長 産業労働部政策労働局能力開発課長 農政環境部農政企画局農業経営課長 農政環境部農林水産局水産課長 農政環境部環境創造局環境政策課長 中央こども家庭センター所長
--	---

本則の表防災会議の項中「企画県民部防災企画局防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」に、「企画県民部災害対策局災害対策課室長」を「企画県民部災害対策局災害対策課防災情報室長」に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部防災企画局防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」に改め、同表国民保護協議会の項中「企画県民部防災企画局防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」に改め、同表障害者福祉審議会の項中「企画県民部県民文化局交通安全室長」を「企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室長」に、「企画県民部防災企画局防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」に、産業労働部政策労働局新

ごと支援課長 「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長
 力開発課長 を 産業労働部政策労働局しごと支援課長 に改め、同表環境審議会の項中「企画産業立地課長」 産業労働部産業振興局能力開発課長 」
 県民部政策室ビジョン担当課長」を「企画県民部政策室ビジョン課長」に、「産業労働部政策労働局総務課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課長 に改め、「産業労働部産業振興局新産業立地課長」産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」を削り、同項中「農政環境部農林水産局農地整備課室長」を「農政環境部農林水産局農地整備課農村環境室長」に、「農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長」を「農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室長」に、「農政環境部環境管理局環境影響評価室長」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室長」に、県土整備部県土企画局交通政策課室長 「県土整備部県土企画局空港政策課長 県土整備部土木局道路計画課長 を 県土整備部土木局道路企画課長 に、 県土整備部土木局河川計画室長 」 県土整備部土木局河川整備課河川計画室長」 「県土整備部まちづくり局都市政策課室長（土地対策を担当する者に限る。）」を「県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課室長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」に改め、同表自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中 「産業労働部産業振興局工業振興課長 「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」 「県土整備部産業振興局新産業立地課長」 を 産業労働部産業振興局工業振興課長 に、 県土整備部土木局道路計画課長 「県土整備部土木局道路企画課長 備部土木局道路計画課室長 を 県土整備部土木局道路企画課高速道路室長 に改め、同表産業立地審議会 備部土木局地域道路室長 」 県土整備部土木局道路街路課長 」 の項中「産業労働部産業振興局新産業立地課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」に改め、同表農林水産政策審議会の項中「農政環境部農政企画局総合農政課室長」を「農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室長」に、「農政環境部農政企画局農業経営課室長」を「農政環境部農政企画局農業経営

課農地調整室長」に、「農政環境部農政企画局団体検査室長」を「農政環境部農政企画局農林経済課団体検査室長」に、「農政環境部農林水産局農地整備課室長」を「農政環境部農林水産局農地整備課農村環境室長」に、「農政環境部農林水産局水産課室長」を「農政環境部農林水産局水産課資源増殖室長」に、「農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長」を「農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室長」に改め、

同表都市計画審議会の項中 「産業労働部産業振興局工業振興課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業労働部産業振興局経営商業課産業労働部産業振興局工業振興課」に改め、

立地推進室長 「農政環境部環境管理局環境影響評価室長」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境長」に、

長 」「 県土整備部土木局地域道路室長」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境長」に、

長 」「 県土整備部土木局街路課長」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境長」に、

影響評価室長 「農政環境部環境管理局環境影響評価室長」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境長」に、

地対策室長 「農政環境部環境管理局環境影響評価室長」を「農政環境部環境管理局環境整備課環境長」に、

観形成室長」に、「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長」に改め、

調整室長」に改め、同表景観審議会の項中 「企画県民部政策室ビジョン担当課長」を「企画県民部政策室ビジョン課長」に、「農政環境部環境水産局林務課長」を「農政環境部農林水産局林務課長」に、「農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長」を「農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室長」に、「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長」に、「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長」に改め、

同表景観審議会の項中 「企画県民部防災企画局防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課室長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」に改め、

同表景観審議会の項中 「企画県民部防災企画局防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課室長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」に改め、

同表住宅審議会の項中 「企画県民部政策室ビジョン担当課長」を「企画県民部政策室ビジョン課長」に、「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長」に、「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課室長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第405号の6

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第2地域普及所の部阪神北県民局の款阪神農林振興事務所阪神農業改良普及センターの項中「宝塚」を「伊丹」に改める。

第2条 平成13年兵庫県告示第548号の4（保健所副所長等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表三田保健事務所課長の項から南淡路保健事務所課長の項までを削る。

第3条 平成16年兵庫県告示第476号の5（政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事、県民局の事務所及び地方機関に置く参事の名称を定める規程

本則中「政策室に置く課長及び本庁の課に置く室長、」を削り、県民局の事務所に置く参事の右に「並びに第387条の規定に基づき地方機関に置く参事」を加える。

別表政策室に置く課長の部を削る。

別表本庁の課に置く室長の部を削る。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款を次のように改める。

企画県民部	企画財政局	税務課	税務システム開発参事
	災害対策局	災害対策課	訓練・調整参事

別表本庁の課に置く参事の部県土整備部の款に次のように加える。

土木局	道路街路課	街路担当参事
-----	-------	--------

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部東播磨県民局の款総務室の項中「水辺地域づくり参事」を「流
 流文化参事」に改め、同部中播磨県民局の款総務室の項中 「銀の馬車道参事
 開港記念事業担当参事」を「銀の馬車道参事」
 に改め、同部西播磨県民局の款龍野健康福祉事務所の項中「調整参事」を 「調整参事
 健康参事」

木事務所の項中 「高速道路参事
 まちづくり参事」を「まちづくり参事」に改め、同部但馬県民局の款豊岡土木事務所の項

中 「高速道路参事
 まちづくり参事」を「まちづくり参事」に改める。

別表に次のように加える。

地方機関に置く参事

中央こども家庭センター	調整参事
-------------	------

附 則

この告示は、平成22年 4月 1日から施行する。